

兵庫県公報

平成19年 8月 3日 金曜日 第 1898 号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則	ページ
○農林水産技術総合センター手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（総合農政課）	1
告 示	
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	2
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	4
○道路の位置指定（建築指導課）	5
公 告	
○兵庫県労働委員会委員に任命した者（労政福祉課）	5
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	6
警察本部公告	
○入札公告	6

公布された法令のあらまし

●農林水産技術総合センター手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（規則第56号）
 労働安全衛生法に基づき農林水産技術総合センターが行うフォークリフト運転技能講習及び車両系建設機械運転技能講習の実施について必要な事項を定める国の規程の一部改正により、新たな運転免許の区分である中型自動車免許を有する者について受講を免除する講習科目が定められたことに伴い、中型自動車免許を有する者に係るフォークリフト運転技能講習及び車両系建設機械運転技能講習受講手数料の規定を追加することとした。

規 則

農林水産技術総合センター手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 8月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第56号

農林水産技術総合センター手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

農林水産技術総合センター手数料の額を定める規則（昭和51年兵庫県規則第93号）の一部を次のように改正する。

本則中「同条例別表」を「同条例別表第2」に改める。

別表フォークリフト運転技能講習受講手数料の款中「大型自動車免許」の右に「、中型自動車免許」を加え、同表車両系建設機械運転技能講習受講手数料の款中「第27条の2第1項」を「第27条の3第1項」に改め、「大型自動車免許」の右に「、中型自動車免許」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

兵庫県告示第 830 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年8月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
江井ヶ嶋酒造株式会社
明石市大久保町西島919
代表取締役 平石幹郎
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
江井ヶ嶋酒造株式会社
明石市大久保町西島919
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	10号ニ る過施設		10号へ 蒸りゅう施設 (No. 1、2)	
能	力	8 KL/時		3 KL/回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後2ヶ月		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		13時～16時 3時間		11時～15時 4時間	
使用時間の季節的変動の概要		4～6月のみ使用		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	6～7	5.5～7.5	6～7	5.5～7.5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,000	1,500	100,000	100,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,000	1,500	100,000	100,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	100	150	10,000	10,000
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	2.0	2.0	2.0	2.0
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.4	0.4	0.4	0.4

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ /日)	4	4	2/基	2/基
---	---	---	-----	-----

備考 汚水等は全量公共下水道へ放流する。また、間接冷却水の量を見直すため、排出水の量は50m³/日減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年 8月 3日から同月24日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び明石市環境部環境保全課

兵庫県告示第 831 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年 8月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 小宅統合土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 嶋 悟	たつの市龍野町島田232番地 5
同	谷 郷 友 朗	同 市龍野町日飼285番地
同	浦 田 義 和	同 市龍野町中村88番地
同	西 村 光	同 市誉田町広山323番地
同	玉 田 義 朗	揖保郡太子町佐用岡869番地 3
同	森 澤 榮 彦	同 郡同 町東保391番地 7
監 事	構 敏 宏	たつの市龍野町島田428番地
同	頃 安 一 夫	同 市龍野町宮脇34番地
同	山 本 明	同 市誉田町内山151番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 嶋 悟	たつの市龍野町島田232番地 5
同	谷 郷 友 朗	同 市龍野町日飼285番地
同	浦 田 義 和	同 市龍野町中村88番地
同	西 田 尚 平	同 市誉田町広山364番地
同	玉 田 義 朗	揖保郡太子町佐用岡869番地 3
同	森 澤 榮 彦	同 郡同 町東保391番地 7
監 事	山 口 重 幸	たつの市龍野町島田29番地 2
同	頃 安 芳 勝	同 市龍野町宮脇93番地
同	山 本 明	同 市誉田町内山151番地

2 中筋土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	伊 達 義 治	南あわじ市中条中筋486番地
同	檀 隆 志	同 市中条中筋1122番地
同	伊 達 逸 夫	同 市中条中筋947番地
同	谷 口 保	同 市中条中筋286番地
同	谷 口 勝	同 市中条中筋289番地
同	谷 口 三 和 昭	同 市中条中筋285番地
同	長 尾 一 成	同 市中条中筋549番地
同	長 尾 和 幸	同 市中条中筋596番地
同	長 尾 和 宏	同 市中条中筋586番地 1
同	長 尾 文 善	同 市中条中筋552番地
同	長 尾 守	同 市中条中筋946番地

同	長	尾	芳	一	同	市中条中筋602番地
同	山	岡	勲	夫	同	市中条中筋540番地
同	山	岡		豊	同	市中条中筋539番地
同	伊	達	和	博	同	市中条中筋1130番地
同	松	下	広	伸	同	市中条中筋1218番地
同	田	中	敏	裕	同	市中条中筋877番地 1
同	長	尾	文	和	同	市中条中筋583番地
同	山	本	芳	弘	同	市中条中筋562番地
同	和	田	泰	三	同	市中条中筋556番地 1
同	高	木	謙	介	同	市中条中筋1229番地
同	児	玉	昭	夫	同	市中条徳原212番地
同	児	玉	昌	士	同	市中条徳原336番地 3
同	長	尾	敬	昭	同	市中条中筋630番地 1
同	長	尾		泰	同	市中条中筋593番地 1
同	野	上	繁	宏	同	市中条中筋483番地
同	武	田	至	弘	同	市中条中筋1222番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏

名

住 所

伊 達 義 治

谷 口 勝 勝

谷 口 三 和 昭

長 尾 一 成

長 尾 和 幸

長 尾 和 宏

長 尾 文 善

山 岡 勲 夫

田 中 敏 裕

長 尾 文 和

山 本 芳 弘

和 田 幸 三

野 上 繁 宏

長 尾 忠 義

長 尾 敬 昭

長 尾 泰

南あわじ市中条中筋486番地

同 市中条中筋289番地

同 市中条中筋285番地

同 市中条中筋549番地

同 市中条中筋596番地

同 市中条中筋586番地 1

同 市中条中筋552番地

同 市中条中筋540番地

同 市中条中筋877番地 1

同 市中条中筋583番地

同 市中条中筋562番地

同 市中条中筋556番地 1

同 市中条中筋483番地

同 市中条中筋610番地 3

同 市中条中筋630番地 1

同 市中条中筋593番地 1

兵庫県告示第 832 号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第108条第 2 項の規定による同意があったものと認めた。

平成19年 8月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
柴 山 区 域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業	平成19年 7月12日
	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び釣りによっていかをとることを目的とする漁業	同 上

香 住 区 域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業	平成19年 7 月11日
	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業	同 上
	総トン数10トン以上20トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業及び網漁具を定置して営む漁業	同 上
	総トン数20トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び釣りによっていかをとることを目的とする漁業	同 上
	総トン数10トン以上100トン未満の漁船によりかごを使用してかにをとることを目的とする漁業	同 上
浜 坂 区 域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって浜坂の区域の者が専業として行う漁業	同 上
	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって諸寄の区域の者が専業として行う漁業	同 上
	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び総トン数20トン以上100トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業	同 上

兵庫県告示第 833 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、その関係図書は、平成19年 8 月 3 日から但馬県民局県土整備部建築第 1 課において縦覧に供する。

平成19年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H18但豊位置 0010号	19. 7. 19	豊岡市加広町44番 3、45番 8、46番の一部、47番の一部	6.00	42.00

公 告

兵庫県労働委員会委員に任命した者

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第 3 項の規定に基づき、平成19年 8 月 2 日付けで兵庫県労働委員会委員を次のとおり任命した。

平成19年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

公 益 委 員

大 内 伸 哉
 島 本 健 二
 下 崎 千代子
 滝 澤 功 治
 畑 喜 春
 正 木 靖 子
 米 田 耕 士
 労 働 者 委 員
 大 森 唯 行
 白 田 春 雄
 高 西 太 郎
 辻 芳 治
 村 上 昇
 柳 田 忠
 和 田 利 重
 使 用 者 委 員
 熊 谷 昌 之
 佐 野 喜 之
 高 田 裕 士
 塚 本 晴 之
 南 光 正 敬
 前 田 正 則
 和 田 要

~~~~~

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年 8 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
相生市古池本町357番、358番、360番、360番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市網干区浜田213番地の2  
有限会社大西殖産 代表取締役 大 西 賢 一
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成19年 3 月23日  
兵庫県指令西播（建）第1-20号（18相生）

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年 8 月 3 日

契約担当者

兵庫県警察本部長 末 井 誠 史

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
運転免許用電子計算機システム機器一式（賃貸借）
  - (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

平成20年 3月 1日から平成26年 2月28日までの間

(4) 設置場所

明石市荷山町1649-2 兵庫県警察本部運転免許課

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て、和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係  
電話 (078) 341-7441 内線 2253

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成19年 8月 3日(金)から同月17日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
毎日午前10時から午後5時まで(正午から午後0時45分までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成19年 9月14日(金) 午前11時00分 兵庫県警察本部 1階入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成19年 9月13日(木) 午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に契約期間72箇月を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額)の100分の5以上の額を平成19年 9月13日(木) 正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長(以下「本部長」という。)を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除とする。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類並びに入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を平成19年 8月17日(金)までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成19年9月21日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料（消費税及び地方消費税を含まない。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Seishi Suei, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Nature and quantity of the products to be leased :

Lease of computer system machinery for drivers license 1 Set

(3) Lease period :

From March 1, 2008 through February 28, 2014

(4) Lease place :

Drivers license Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

17:00 August 17, 2007

(6) Deadline for tender :

17:00 September 13, 2007 by mail ;

11:00 September 14, 2007 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice :

Mr. Fujie, Facilities section, Accountant Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.

4-1, Shimoyamate-dori, 5-chome, Chuo-ku, Kobe, 650-8510

TEL. (078) 341-7441 Ext. 2253